



宮崎県公報

令和6年7月2日(火曜日) 号外 第23号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

条 例

	頁		頁
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) 2	改正する条例……………	(税務課) 7
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(財政課) 4	○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………	(国民健康保険課) 8
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を		○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…	(こども政策課) 9
		○宮崎県再造林推進条例……………	(環境森林課) 10
		○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾課) 12

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 改正の理由及び主な内容
災害時の応急作業等に従事した場合に災害応急作業等手当を支給するため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日等
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和6年1月19日から適用することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 改正の理由及び主な内容
大麻取締法の改正に伴い、大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料を新設すること等としました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 改正の理由及び主な内容
地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める総務省令が改正されたことから、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 改正の理由及び主な内容
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 改正の理由及び主な内容
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県再造林推進条例（条例第38号）

1 制定の理由及び主な内容

再造林の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 改正の理由及び主な内容

細島港のコンテナターミナル入口事務所の整備に伴い、施設使用料を新設するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとしました。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第33号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 災害応急作業等手当（第19条）</u></p> <p><u>（災害応急作業等手当）</u></p> <p>第19条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p><u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において次に掲げる現場で行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）</u></p> <p><u>ア 河川の堤防等</u></p> <p><u>イ 道路法（昭和27年法律第 180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u></p> <p><u>ウ 港湾施設等</u></p> <p><u>(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</u></p> <p><u>(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により災害対策本部が設置された地方公共団体の地域で行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業</u></p>

- (4) 前3号に掲げる作業に相当すると知事が認める作業
- 2 前項の手当の額は、従事した1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。
-
- (1) 前項第1号に掲げる作業 作業の種類に応じて次に定める額
- ア 巡回監視 710円
- イ 応急作業等 1,080円
- (2) 前項第2号に掲げる作業 1,080円
- (3) 前項第3号に掲げる作業 710円
- (4) 前項第4号に掲げる作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が知事が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額
- (3) 第1項第3号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額
- 4 第1項の手当の額は、職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため、第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において知事が定める期間以上従事した場合にあっては、第2項各号に定める額に、当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、職員が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言があった場合において、次に掲げる作業に従事したときは、従事日数に応じて災害応急作業等手当を支給する。
- (1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち知事が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の原子炉建屋（知事が定める建屋に限る。）内で行う作業
- (2) 特定原子力事業所の敷地内で行う作業（前号に掲げる作業を除く。）
- (3) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項に規定する原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して知事が定める区域で行う作業（前2号に掲げる作業を除く。）
- 6 前項の手当の額は、従事した1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる作業 40,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額

第19条～第22条 [略]

(2) 前項第2号に掲げる作業 20,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額
 (3) 前項第3号に掲げる作業 10,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額
 第20条～第23条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第19条第1項第4号、第2項第4号及び第3項（第1項第4号に掲げる作業に係る部分に限る。）の規定は、令和6年1月19日から適用する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和6年7月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第34号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																		
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(252) [略]</p> <p>(253)～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 数 料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>252</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					252	[略]				[略]					<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(252) [略]</p> <p><u>(252)の2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第6条の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 大麻草採取栽培者免許申請手数料</u></p> <p>(253)～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 数 料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>252</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>252の2</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td>6,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—大麻草採取栽培者免許申請手数料</td> <td></td> <td>き</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					252	[略]				252の2		1件につき	6,700円		—大麻草採取栽培者免許申請手数料		き			[略]				
手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考																																															
[略]																																																			
252	[略]																																																		
[略]																																																			
手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考																																															
[略]																																																			
252	[略]																																																		
252の2		1件につき	6,700円																																																
—大麻草採取栽培者免許申請手数料		き																																																	
[略]																																																			

第2条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(251) [略]</p> <p>(252) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査 <u>大麻取扱者免許申請手数料</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(251) [略]</p> <p>(252) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 大麻草採取栽培者免許申請手数料</u></p>

(252)の2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第6条の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 大麻草採取栽培者免許申請手数料

(253) 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更 大麻取扱者登録変更手数料

(254) 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付 大麻取扱者免許証再交付手数料

(255)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第2（第3条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
252 大 麻取扱 者免許 申請手 数料	[略]			
252の2 大 麻 草採 取 裁 培 者 免 許 申 請 手 数 料	[略]			
253 大 麻取扱 者登録 変更手 数料	[略]			
254 大 麻取扱 者免許 証再交 付手数 料	[略]			
[略]				

(252)の2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定に基づく第1種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 第1種大麻草採取栽培者免許申請手数料

(253) 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更 大麻草採取栽培者登録変更手数料

(254) 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(255)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第2（第3条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
252 大 麻草採 取栽培 者免許 申請手 数料	[略]			
252の2 第1 種大 麻 草採 取 裁 培 者 免 許 申 請 手 数 料	[略]			
253 大 麻草採 取栽培 者登録 変更手 数料	[略]			
254 大 麻草採 取栽培 者免許 証再交 付手数 料	[略]			
[略]				

第3条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(251) [略]</p> <p>(252) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(251) [略]</p> <p>(252) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号</p>

）第 5 条第 1 項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 大麻草採取栽培者免許申請手数料

(252)の 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）附則第 7 条の規定に基づく第 1 種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 第 1 種大麻草採取栽培者免許申請手数料

(253) 大麻草の栽培の規制に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更 大麻草採取栽培者登録変更手数料

(254) 大麻草の栽培の規制に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(255)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
252 大 麻草採 取栽培 者免許 申請手 数料	[略]			
252の2 第1 種大麻 草採取 栽培者 免許申 請手数 料		1 件につ き	6,700円	
253 大 麻草採 取栽培 者登録 変更手 数料	[略]			
254 大 麻草採 取栽培 者免許 証再交 付手数 料	[略]			
[略]				

）第 5 条第 1 項の規定に基づく第 1 種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 第 1 種大麻草採取栽培者免許申請手数料

(253) 大麻草の栽培の規制に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づく第 1 種大麻草採取栽培者の登録事項の変更 第 1 種大麻草採取栽培者登録変更手数料

(254) 大麻草の栽培の規制に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく第 1 種大麻草採取栽培者免許証の再交付 第 1 種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(255)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
252 第 1種大 麻草採 取栽培 者免許 申請手 数料	[略]			
253 第 1種大 麻草採 取栽培 者登録 変更手 数料	[略]			
254 第 1種大 麻草採 取栽培 者免許 証再交 付手数 料	[略]			
[略]				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 公布の日

(2) 第3条の規定及び附則第3項の規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日
(経過措置)

- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「法」という。)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる法第1条の規定による改正前大麻取締法(昭和23年法律第124号。以下「改正前大麻法」という。)第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更及び改正前大麻法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(以下「改正後大麻法」という。)第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び改正後大麻法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第35号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(産業振興促進区域内における県税の課税免除)</p> <p>第2条 産業振興促進区域内においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域又は特定市町村として公示された日(以下この条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの期間(当該地域が過疎地域又は特定市町村でなくなったときは、当該公示日から過疎地域又は特定市町村でなくなった日までの期間)内に総務省令第31号第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)の取得等をした者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして総務省令第31号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和6年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課す</p>	<p>(産業振興促進区域内における県税の課税免除)</p> <p>第2条 産業振興促進区域内においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域又は特定市町村として公示された日(以下この条において「公示日」という。)から令和9年3月31日までの期間(当該地域が過疎地域又は特定市町村でなくなったときは、当該公示日から過疎地域又は特定市町村でなくなった日までの期間)内に総務省令第31号第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)の取得等をした者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして総務省令第31号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和8年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課す</p>

<p>る不動産取得税の課税を免除する。</p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの（次号において「拡充型設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の0.4（土地については100分の0.3）</p> <p>(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（平成27年10月8日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p>る不動産取得税の課税を免除する。</p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和8年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和8年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの（次号において「拡充型設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の0.4（土地については100分の0.3）</p> <p>(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和8年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（平成27年10月8日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(納付金の徴収)	(納付金の徴収)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項の納付金の額は、算定政令、 <u>国民健康保険給付費等交</u>	2 前項の納付金の額は、算定政令、 <u>国民健康保険給付費等交</u>

付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第 111号）及び次条から第18条までに定めるところにより算定するものとする。

（年齢調整後医療費指数）

第6条 算定政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数）

第7条 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

（一般納付金所得等割合）

第8条 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第11条 算定政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第12条 算定政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第 111号）及び次条から第18条までに定めるところにより算定するものとする。

（年齢調整後医療費指数）

第6条 算定政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数）

第7条 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(1) 算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

（一般納付金所得等割合）

第8条 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第11条 算定政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(1) 算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第12条 算定政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正）

第1条 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置）	（職員の配置）
第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき	第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき

1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもおおむね20人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どもおおむね30人につき 1 人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時 2 人を下回ってはならない。

2・3 [略]

1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもおおむね15人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どもおおむね25人につき 1 人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時 2 人を下回ってはならない。

2・3 [略]

（宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年宮崎県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 8 条関係）		別表（第 8 条関係）	
園児の区分	員数	園児の区分	員数
[略]		[略]	
3 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね <u>20</u> 人につき 1 人	3 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき 1 人
4 満 4 歳以上の園児	おおむね <u>30</u> 人につき 1 人	4 満 4 歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき 1 人
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 1 条の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第 3 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、第 1 条の規定による改正前の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 2 条の規定による改正後の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第 8 条第 3 項の規定は、適用しない。この場合において、第 2 条の規定による改正前の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第 8 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

宮崎県再造林推進条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 38 号

宮崎県再造林推進条例

宮崎県は、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民は様々な自然の恩恵を受けながら暮らしてきた。

県土の 7 割を占める森林は、木材をはじめとする林産物を生み出すとともに、多様な生態系を支え、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、さらには地球温暖化対策の上で重要な役割を果たすなど私たちの生活に密接に関わっている持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産である。

このような中、林業及び木材産業は、木材の生産と利用を通じて、本県の豊かな森林を守り育てる大きな役割を果たしており、長い時間をかけて育てた木々を伐って、使って、植えて、育てるという循環利用を行いながら、地域の経済を支えてきた。

しかし、近年においては、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、森林資源の循環利用への影響をはじめ、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

私たちは、改めて森林がもたらす恩恵を思い起こし、先人達が守り、育ててきたこの郷土の恵みである森林を健全な姿で次の世代へと引き継いでいかなければならない。

このためには、森林が有する木材等生産機能と水源の涵養、県土の保全、生物多様性の保全などの公益的機能が発揮されるよう、適地適木を旨として、林業採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、森林資源の適正な管理・利用が図られなければならない。そして、森林から得られる様々な利益は、森林所有者はもとより、社会全体へ還元されることが望まれる。

このような認識の下、森林の多面的機能の発揮に向けた循環型林業の実現のため、県民一丸となって再造林を進め、県民の暮らしを支えるかけがえのない森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、再造林を推進するための基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安

全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再造林 人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成することをいう。
- (2) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- (3) 多面的機能 森林が有する木材等生産機能及び水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全その他の公益的機能を合わせた機能をいう。
- (4) 循環型林業 木材として伐って使用した後、植林及び保育を行い、世代交代をさせて森林資源を持続的に活用していく林業をいう。
- (5) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (6) 造林事業 植栽、下刈り、除伐等健全な森林の造成や育成を行う事業をいう。

(基本理念)

第3条 再造林は、森林の多面的機能による恩恵を広く県民が受けていることに鑑み、再造林の重要性について県民の理解を深めることにより推進されなければならない。

- 2 再造林は、持続可能な森林の利用に向けて、効率化を図り、収益性を向上させるとともに、県産材の需要を拡大することにより推進されなければならない。
- 3 再造林は、林業の担い手の処遇及び労働環境を改善させることにより推進されなければならない。
- 4 再造林は、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する再造林に関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、再造林に関する森林組合及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、再造林に関する施策を効率的に推進するため、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者等が相互に連携を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念に基づき、地域の林業行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、森林所有者、森林組合及び事業者と連携するとともに、再造林を推進するための情報を共有し、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施に努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念に基づき、自らの所有する森林について経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）の一環として、再造林（施業の委託を含む。次項において同じ。）に努めるものとする。

- 2 森林所有者は、経営管理の一環としての再造林が困難である場合には、森林組合等への経営管理の委託その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 森林所有者は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念に基づき、地域における林業の中核的担い手として、再造林の実施に努めるとともに、森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携及び市町村等との連絡調整等に努めるものとする。

- 2 森林組合は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 林業事業者（伐採、造林、保育その他の森林における施業を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、再造林の実施並びに森林組合等との連携及び情報等の交換に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 木材産業事業者（木材の加工又は流通を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、県産材の積極的な活用及び木材産業の振興を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 その他の事業者（林業事業者及び木材産業事業者を除く事業者をいう。）は、基本理念に基づき、自らの事業活動を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念に基づき、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解するとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再造林の推進に努めるものとする。

(再造林の推進に向けた気運の醸成)

第10条 県は、森林の多面的機能の重要性について、県民等の理解を深めるための普及啓発を行い、県民等が丸となって再造林を推進する気運の醸成を図るための施策を講ずるものとする。

（持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進）

第11条 県は、効率的な施策が可能で、林業採算性が高い森林を再造林に優先的に取り組む区域として設定し、当該区域において実施される再造林のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、収益性の向上に繋がる新しい技術の導入等を図るために必要な施策を講ずるとともに、国、大学その他の試験研究機関と連携しながら、試験研究又は技術開発を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大）

第12条 県は、自ら率先して県産材を利用するよう努めるとともに、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を図るための木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用促進に資するため、試験研究又は技術開発を推進するとともに、国、大学その他の試験研究機関との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

（再造林を支える担い手及び事業者等の確保）

第13条 県は、再造林を支える林業の担い手の処遇及び労働環境の改善のために必要な施策を講ずるとともに、多様な担い手を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、再造林を支える林業事業者等を確保するため、造林事業に取り組む林業事業者及び森林組合並びに新たに造林事業へ参入する事業者に対し、必要な施策を講ずるものとする。

（再造林を推進するための地域体制の整備）

第14条 県は、市町村及び事業者等の相互協力の下、森林組合が中心となって、森林所有者からの伐採等の相談に対応し、及び再造林の推進に必要な情報の共有等を行うための地域の特性を踏まえた体制を整備するものとする。

（他の条例との関係）

第15条 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

2 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、県産材の利用促進のため、必要に応じ、宮崎県木材利用促進条例（令和3年宮崎県条例第20号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、再造林に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第8条の2、第10条関係）					別表第1（第8条の2、第10条関係）				
[略]					[略]				
2 施設使用料					2 施設使用料				
施設の種別	単 位	金 額		摘要	施設の種別	単 位	金 額		摘要
		外航船舶	外航船舶以外の船舶				外航船舶	外航船舶以外の船舶	
[略]					[略]				
コンテナターミナル管理棟	[略]				コンテナターミナル管理棟	[略]			
					コンテナターミナル入口事務所	1平方メートル 1日につき		115円	
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

